

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和4年8月23日(火) 13:30～15:40
- 2 場所 滋賀県庁北新館5-A会議室(Web会議形式)
- 3 議題 ①(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書について
②その他
- 4 出席委員 市川委員(会長)、惣田委員、野呂委員、畠委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、皆川委員

5 議事概要

(事務局)

- ・資料アおよび参考資料1について説明。

(事業者)

- ・資料イについて第1回審査会等での意見等に対する事業者の見解を説明。
- ・事業者資料番号(資料右肩)の訂正。
(誤)「資料-20、資料-21」→(正)「資料-21、資料-22」

(会長)

資料イの順に沿って、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(会長)

1番「事業計画」、2番「大気質」については私の意見だが、この回答で了解した。

(委員)

4番、5番「水象」について、先般、愛知県で、取水堰がパイピングを起こして、農業用水が欲しい時に取水できない事象が発生したことをご存じと思う。農業用水は季節でかなり用水量が変動すると思うが、現状の計算で必要な時の用水量を賄える程度の影響に抑えられているか分かるか。

(事業者)

年の平均値で計算しており、かんがい期と非かんがい期に分けて計算した訳ではないが、平均値では多少時間が延びるが、田んぼの湛水に必要な水量は確保できるという予測結果になっている。

(委員)

時間をかければ湛水はできるとのことだが、その時間は現実的な時間か。

(事業者)

現状よりは1.5倍程時間はかかるが、なんとか確保できると考えている。

(委員)

分かりました。

(委員)

日野町長意見の5番「水質・防災」について、濁水防止膜を設置することを検討されることだが、バイオログフィルターという具体名が出ている。商品名だと思うが、この分野だとこの商品しかないほどの確実な信頼があるものなのか。

(事業者)

かなり細かい粒子が出る可能性があるということなので、フィルターを設置し、細かな粒子が止まるような対策をしていきたいと考えている。

(委員)

物理的なフィルターだと思うが、この商品以外にも同等のものが沢山あるのか、この分野だとこの商品しかないのかという質問に関してはどうか。この分野では、これを使用することが一般的であるというのであればそれでよい。

(事業者)

これを使用しなければならないということはないが、これまでに使用実績があったため今回採用した。シルト系の細かい粒子が流れてくるということが、近辺の工事で分かっており、その対策を講じることが一番重要な点であると考えている。

(委員)

質問に対する答えとなっていないと思う。

(会長)

まず、バイオログフィルターというのは商品名なのか。

(事業者)

商品名である。

(委員)

この分野だとバイオログフィルターが使われることが一般的であるということでよいか。

(事業者)

その通り。少し前に使用した実績があったため今回採用した。

(委員)

分かりました。

(委員)

利水の前提となる当時の状況だが、先ほどの説明のなかで、対象事業実施区域最寄りの農地を示され、不耕作の状態であるとのことだったが、インターネットで公開されている地図情報で見ると全てが不耕作というわけではなく、放棄の跡が見える水田もあるように見える。いつの段階で不耕作だったのか、今後も不耕作である見通しなのかを教えてください。

(事業者)

不耕作であった時期について、現地確認をした調査時期、植生調査等を行った時期は不耕作であった。

また、資料-24 に記載の対象事業実施区域最寄りの農地については、事業予定地のなかでは取水は行われていない。事業予定地のなかで取水が行われた水が使われている農地は、下流側の方で一筆だけである。

(委員)

その農地は耕作されているのか。

(事業者)

その周りは全て不耕作だが、一筆だけ耕作が行われている。

(委員)

状況は分かった。

(委員)

資料-4、5の256ページに流量の予測結果が示してあり、「④予測結果」のなかに、現況の低水流量計算値 $0.030 \text{ m}^3/\text{s}$ や、現況流量（平水時の平均値の $0.023 \text{ m}^3/\text{s}$ ）といった数値があるが、これはどこから出てきたものか。資料-18 に示されている No.5 地点で観測された流量が用いられているのか。

(事業者)

現地調査結果から平均値を計算している。グラフの中には具体的な数値が出ていないが、

現地調査の低水時流量のデータを平均値として計算している。

(委員)

利水にとっては安全側になるかと思うが、先程の指摘のとおり、農業用水はかんがい期のみの利用になるため、1年間の平均で求めるより、かんがい期である4月から9月などの流量で検討された方が現実的ではないか。

また、256 ページに代掻き用水の水深が 180mm とあるが、この根拠は。また、180mm/日なのか、次の約 127 m³とあわせて単位を確認したい。

(事業者)

手元に資料がないため確認する。

(委員)

治水について、必要になる調整池の容量だけを示すのではなく、開発によってどれくらい流量が増え、調整池を設けることによってそれがどのくらい低減されるのか、解析結果を示していただいたので環境影響評価という点では良くなったと思う。

ただ、251 ページに安全側に考えて到達時間を考えないという表現があるが、洪水到達時間を考えないと、合理式は使えないはずであるため、どういう取り扱いになっているのか確認したい。

(事業者)

洪水調整池の設計にあたり、滋賀県の降雨強度曲線を使っている。その中で、ピークを迎えるのにどのような到達時間を使っているかという質問かと思うが、今回添付している資料では簡便式ということで、ピークになる時間帯、継続時間を 10 分単位とし、調整池毎に 6 時間の継続時間で解析し、その中で一番大きな数値となる容量を計画容量として調整池を設計した。

(委員)

私が聞きたいのは、もう少し単純な話。合理式を使っていますよね。

(事業者)

はい。

(委員)

合理式を使うということは、単位調整の 1/3.6 の係数をかけ、雨量をかけ、面積をかける。その掛け算に使う雨量について、洪水到達時間内の平均雨量強度を mm/hr の単位で使う

と思う。到達時間を0から変えないと、雨量強度が無限大になるため、説明の仕方が良くないのではないか。

おそらく、今10分単位と言われたので、10分間雨量を時間でかけなおして合理式の中に入れているのであれば、洪水到達時間を10分と仮定したということになる。

$1/3.6 \times \text{流出率} \times \text{雨量強度} \times \text{面積}$ の雨量強度は、洪水到達時間内の平均雨量強度なので、仮に10分間雨量のデータがあったとし、0～10分までに5mm降り、10～20分までに10mm降れば、洪水到達時間が20分であれば、45mm/hrということとなる。なので、今回10分雨量を入れているのであれば、洪水到達時間を10分と無意識に仮定しているという話になるため、そういう説明をすべきではないか。

(事業者)

分かりました。

(委員)

ただ、洪水到達時間をどの程度に設定すればよいかというのは各種マニュアルがあり、例えば、コンクリートで覆われた2km²程度の場合であれば、10～15分ぐらいというのが指針であるため、確認されたい。計算方法と記載内容に矛盾を感じるという指摘である。

(事業者)

分かりました。

(委員)

利水について、資料-4, 5の256ページに年間低水流出量を推定している($1 - \text{流出係数}$) \times 年間降水量 \times 土地利用ごとの面積 $\div 1,000$ という式があるが、年間降水量に $1 - \text{流出係数}$ をかけるということは、先程の洪水を計算する際の流出係数と同じ値を使ったとすると、洪水として出てこない部分を1年間について推定するという趣旨だと思うが、年単位の時間スケールで考えると、降ってきた雨は、洪水流出のように川に直接流れ込む分と、低水流量をつくるような、一旦地中に入ってゆっくり川に流れ込む分と、直接大気に還っていく蒸発分に分かれる。日本の場合、平均すると年間600mm程度が蒸発で失われているといわれているため、この式だと、年間に降った雨の内洪水流出以外は全て低水流出に入っていると仮定しているため、明らかに計算結果が過大となる。

ただ、この地域の蒸発量を測るのは現実的ではないため、例えば、計算をする際に平均といわれる年間降水量を引くなどして見積もりをした方が現実的な値になるのではないか。

(事業者)

ご指摘のとおりと思うので、検討したい。

(委員)

先程指摘があったとおり、どのくらいの水が河川から利用できるかと考える際には、年間の最低流量が基準となる。いっぱいある時には使えて、少なくなった時には使えないというのでは資源とは言えない。そういう意味では、年間の低水流量の平均を見て、十分あるとか、足りないといった議論は危険な議論と言わざるを得ない。

例えば、最低流量はかんがい期ではなく、冬季に現れている、かんがい期の平均的な流量が今回計算した年間流量と変わらないといったことを確認し、文書の中に記載してはどうか。

(事業者)

分かりました。

(委員)

調整池（ビオトープ）の底辺はコンクリートで固めるのか。

(事業者)

土のままである。

(委員)

そうすると、ビオトープの底辺の部分は完全に不浸透域になっているわけではなく、地中に水が浸透する可能性があり、そこからの地下水の涵養が若干期待できますよね。

(事業者)

期待できると思う。

(委員)

ぜひそのことも環境への配慮として記載されてはと思う。

(事業者)

ありがとうございます。分かりました。

(会長)

それでは資料イの6番、7番「水質」について意見を願います。

(委員)

この意見は私だが、この事業者見解で了解した。

(会長)

それでは資料イの 8 番、9 番「地盤・地質」について意見を願います。

(委員)

この意見も私で、代表性の問題や他のタイプのすべりがあり得るという指摘だが、施工の段階で配慮して安全性を高めるとのことなので、これでよい。

(会長)

8 番について、予測の妥当性を確認するとあり、結果は示されていないが、次回の審査会までに結果を出してもらうのか。

(委員)

予測・評価の妥当性を確認する旨、評価書に追記しますというのは、どの時点で妥当性を確認するのか。

(事業者)

盛土には区域内の固結粘土を含む土を使用するため、その土質の確認は、現地でサンプリングしながら解析し、適切かどうかの判断になるかと思うため、準備書段階や評価書段階では予測結果を表すことはできないと考えており、施工管理で対応させていただきたい。

(委員)

私もそのように認識している。予測結果がこの段階で出てきて、それを議論するわけではなく、工事の際に試料を採取し、その分析結果をもって配慮するという方針を記載することですね。

(事業者)

その通り。

(会長)

了解した。

それでは 10 番～15 番「動物」について意見を願います。

(委員)

11 番は私の意見で、回答はカワバタモロコについて注目すべき水生生物の影響予測結果として、ため池がなくなることについて記載しており、本編 425 ページの記述は水生生物全般に対する内容であるため、このままでよいという内容だと思うが、15 ページの庁内関係

課意見に対する事業者の見解の5番「自然環境保全課」のなかで、危惧種が多く発見される野川の改修をしない方向で土地利用計画を検討しましたがという記述もあり、水路部分が物理的に改変されること自体が希少生物だけではなく、全ての水生生物に対してかなり大きなインパクトがあると認識されていると読めたため、水生生物全般に対しての影響の記述の仕方を改めて検討されたい。

(事業者)

ご指摘のとおり、水生生物についてはため池・河川の改修による影響は否定できないため、記述内容を検討したい。

(委員)

12, 14, 15 番は私の意見で、資料-8の表3-5-1の工種別工事工程の下に移植作業のスケジュールが記載されているが、それを見ると調整池の工事より前にヤマトサンショウウオの移植作業が行われている。水生生物に関しては全て調整池に移植するスケジュールだと思うが、先に卵のうを採取しておいて、どこかで保全しておき、調整池の工事完了後に移すという流れでよいか。

(事業者)

ヤマトサンショウウオについては、調整池に移植することは計画していない。卵のうや幼体を事前に採取し、生息地と同様の環境である周辺地域に移植する。

(委員)

分かりました。それ以外のホトケドジョウやドジョウ、カワバタモロコ等については、工事後に移植されるということですね。

(事業者)

工事着工前に採取し、3号調整池に移植したい。

(委員)

ロードキルについて、フェンスが張られており、動物の移動はないだろうとの答えだが、事後にモニタリングをされるとのことなので、ロードキルが発生した場合に、必要があれば保全措置を追加してもらうことは可能か。

今回パスを設けるとのことなので、そのパスを動物が利用しているかの確認もあわせてしてもらえるのか。

(事業者)

資料－9の図面で表している箇所についての確認は可能である。

(委員)

事後しっかりと使われているかの確認と、ロードキルは発生しないとされているが、発生した場合の対応も含めて検討されたい。

(事業者)

供用後になると思うので、新たに道路下に構造物を設置することは難しいと思うが、10年程モニタリング調査を行うので、その間になんらかのロードキル対策はしていきたい。

(委員)

10年という長いスパンの中では、様々な事態が生じると考えられるため、その後の対応をできる範囲でやっていただきたい。

(会長)

それでは16番～18番「植物」について意見を願います。

(委員)

17番について、周辺植生への影響の低減措置として、マント群落の形成を試みるとあるが、どういう意味があるのか。

(事業者)

森林と周辺の草地等との境界にマント群落が形成されることは一般的に確認されており、それにより、外からの強い風が林内に吹き込んだり、種が飛んでこなくなることで林内の環境が維持されると考えている。

(委員)

法面の種子吹付により林内へ種子が侵入するのではないかと、それに対する低減措置が書かれていないというのが前回の意見であり、この記載ではマント群落の形成がどのような効果を期待したものか分からないため、今のような説明を追記した方がよいのではないかと。

(事業者)

その旨追記したい。

(会長)

それでは 19 番「植物」について意見を願います。

(委員)

この意見は私だが、この事業者見解で了解した。

(会長)

それでは 20 番「景観」について意見を願います。

(委員)

目標を「周辺の環境と調和を図ること」から修正し、資料-12 の 501 ページに記載のとおり「造成森林等を設けることで周囲から遮蔽し、周辺の里山環境や自然環境と調和させること」と具体的な目標を設定され、また、その後の評価においては、建物がどのくらい遮蔽されているかということを中心に評価し、影響は小さいとされているので、以前より環境影響評価として相応しい表現になった。

ただ、このような目標を設定されたことにより、調和したかどうかは内部の工場建屋がどれくらい遮蔽されたか、つまり、工場建屋がどのくらいの高さ、ボリューム感になるのかに大きく依存することになった。

今回準備書の 497～500 ページにフォトモンタージュを作っていたが、建屋の設定については、495 ページに「土地利用計画および工場立地イメージ図から作成した」という一文しか記載がないため、平面形状は 496 ページの位置図で分かるが、それぞれの建屋がどのくらいの高さ、ボリューム感に設定されているのかが書かれていない。

現在、工場誘致をされている段階で分からないとは思いますが、まずその設定をどこかに記載すべきでは。

また、このような評価が成立するという事は、建屋が今回のフォトモンタージュと同じくらいの高さ、ボリューム感で建設されるという前提条件となるため、それを今後進出される企業へしっかりと説明しなければならないと思うが、その点について準備書に記載されているか。

今回の整理表の中では 14 ページの日野町長意見の 24 番「その他」の「造成終了後も、進出する企業に対して環境保全が保たれるよう意識啓発に努めること」が近いと思うが、「事前に会社訪問を行う予定で、環境保全が保たれるようお願いをする予定」とここには書かれているが、準備書にこういったことをして、高さが守られるように説明していくということを記載しておかないと評価の前提が崩れてしまうので、記載されたい。

(事業者)

高さについては、企業に対して制限をかけることは難しい。高くならざるを得ない場合は、

建物の形状や色合いでできるだけ目立たないようにとの要請は可能だと思う。

(委員)

環境影響評価として景観の影響が少ないかどうかは、建屋が遮蔽されるという条件が満たされているか否かということになるため、影響が少ないと記載するということは、建屋の高さが今回のフォトモンタージュとさほど変わらないという前提がないといけない。

もし、今言われたように、高くなることを阻止できない場合は別の方法が必要になるのであれば、それを記載しないとイケないのでは。

(事業者)

ご指摘のとおり、フォトモンタージュでは高さを固定したものであるため、それを超える建屋や工作物等が設置される場合は、色の配慮や、周辺にマッチした形状にするといったことで配慮をしていきたいというコメントを追記したい。

(委員)

まとめると、フォトモンタージュで設定している高さはいくらで、この場合であればフォトモンタージュどおりの低減効果がある。ただ、それを超える可能性は排除できないが、それは企業への意識啓発としてお願いをしていくということをまずは明記していただき、それでも対応できない場合は追加の環境保全措置をとらなければならないということを記載してもらわないと、今回の環境影響評価が実効性のないものになるため、検討されたい。

(事業者)

その方向性で修正したい。

(会長)

次に 21 番「温室効果ガス」について、この意見は私だが、この事業者見解で構わない。一つ確認だが、入ってくる事業者に電気自動車への転換を促すという記載があるが、充電ステーション等の電気自動車のインフラ整備を開発事業者がされるのか。

積極的に利用を要請すると記載があるため、積極的に要請するからにはインフラ整備が必要ではないか。現時点でどのように考えているか。

(事業者)

電気自動車を様々なメーカーが取り組まれているため、その転換を事業者としても進出企業に要請していくということ。充電設備といったインフラについても進出企業にお願いしていきたい。

(会長)

今の話だと、設備関係は進出企業にお願いし、開発事業者が用意することは考えていないということか。

(事業者)

現時点では考えていない。

(会長)

分かりましたが、これだけの土地を開発するのであって、将来を考えれば設備関係を準備してもよいのではと思う。再検討をお願いしたい。

(事業者)

事業主として本来はそういうインフラ整備が必要な気もするが、どういう企業がどういう内容で進出されてくるのか定かではないため、現時点での設置は難しいと考えている。

(会長)

分かりました。では、インフラ整備も含めて進出事業者へ要請するという事は記載してもらえるか。

(事業者)

分かりました。

(会長)

それでは 22 番～24 番「事後調査」について意見ををお願いします。

(会長)

24 番は私の意見で、内容はこれでよいが、言葉遣いについて「危険側に大きく逸脱する」とある。安全側の反対で危険側という言葉を使ったのだと思うが、アセスメントで危険側という言葉は使わない方がよいのでは。

事故を起こす可能性があるような施設であれば、安全解析で危険という言葉を使う場合も多いが、アセスメントの場合は事故を対象にしているわけではないため、環境負荷が超過するとか、環境負荷という言葉を使ったほうがよいのでは。これはコメントであるため、事業者が判断されたい。

(事業者)

表現について検討する。

(会長)

25番「その他」は私の意見だが、内容はこれで了解した。

(会長)

続いて、追加意見の1番「事業計画」について意見をお願いします。

(委員)

この意見は私で、ビオトープの維持管理について協議会として対応されるとのことで了解した。

(会長)

2番、3番「大気質」は私の意見だが、内容はこれで了解した。

(会長)

続いて、4番「水象」について意見をお願いします。

(委員)

この意見も私で、データの提示方法が誤解を招く表現だったが、修正され正確な内容になったため、これで了解した。

(会長)

続いて、5番「騒音」、6番「騒音・振動・低周波音」について意見をお願いします。

(委員)

5番、6番は私の意見で、記述自体はこれで問題ない。

ただ、5番について、結構な頻度で状況を測定して対応していただいたが、これは環境表示機のようなものを設置するのか。

(事業者)

特に表示する予定はないが、白寿荘に対しては、必要に応じて測定結果を報告したい。

(委員)

了解した。結構な頻度で測定されるため、表示機を付けられるかと思って質問した。

(委員)

6番について、予測結果を数字で示していただけて良くなったが、入ってくる事業者が未

定で、騒音や振動の発生源も未定の中で、敷地境界の条件だけから予測結果を出すのは大変だったと思うが、どのような方法・設定でこの数字を出されたのか。

(事業者)

騒音については、工場建屋の壁を面音源として距離減衰式を使って計算している。

振動については、発生源が全く分からないため、敷地・建屋の中心に振動の発生源があり、敷地境界で基準値となるような発生源を想定し、距離減衰を計算している。

(委員)

騒音について、建物の外形を想定した上で、壁面からの放射で考えているということでしょうか。

(事業者)

その通り。準備書の13ページに供用後の建築物のイメージがあり、これを条件として計算している。

(委員)

適当に5dB下げますというわけではなく、5dB下げること設定した結果がどうなるかを検討されていることは良いと思う。

(会長)

日野町長意見、庁内関係課意見も含めた全体について、ご意見等があればお願いしたい。

【特に意見なし】

(会長)

他にご意見等がないようなので本日の審査はこれで終了とする。

以上